

オンライン資格確認を導入している薬局は、電子的保健医療情報活用加算を算定できます

☆電子的保健医療情報活用加算の施設基準(基準を満たしていれば、申請は不要です)

- ・オンライン請求を行っている
- ・オンライン資格確認システムを導入している
- ・オンライン資格確認システムによって、薬剤情報および特定検診情報を取得して調剤できることを、薬局の内側および外側の見えやすい場所に掲示している

※お薬手帳の持参率が50%以下の薬局は、電子的保健医療情報活用加算を算定できません。

☆電子的保健医療情報活用加算(情報の取得が困難な場合・1点)を算定できる場合(2024年3月末まで)

オンライン資格確認を導入している薬局で、患者の薬剤情報・特定検診情報の閲覧ができない場合

患者がマイナンバーカードを持ってきていない、薬剤情報・特定検診情報の閲覧の同意がとれない場合などが該当します。3ヵ月に1回算定可能です。

例)4月20日に電子的保健医療情報活用加算(情報の取得が困難な場合・1点)を算定→次回の算定は7月に入ったら可能

☆電子的保健医療情報活用加算(3点)を算定できる場合

患者がマイナンバーカードを持参、薬剤情報・特定検診情報の閲覧に同意し、その情報を使って調剤をした場合。

取得した情報の、薬歴への記録が必要です。こちらは1ヶ月に1回算定可能です。

Q1. 前はマイナンバーカードを持ってきて薬剤情報など見せてくれた患者が、マイナンバーカードを忘れて来局したら？

A1. 電子的保健医療情報活用加算(情報の取得が困難な場合・1点)を算定しますが、算定間隔の判断は電子的保健医療情報活用加算(3点)を含めて行います。

電子的保健医療情報活用加算(3点)の算定が4月20日の場合、マイナンバーカードを忘れて来局したのが5月・6月なら加算の算定はできません。

7月以降なら電子的保健医療情報活用加算(情報の取得が困難な場合・1点)を算定可能です。

Q2. 逆に、マイナンバーカードを持ってこなかった患者が、マイナンバーカードを持ってきて、薬剤情報など見せてくれたら？

A2. 電子的保健医療情報活用加算(情報の取得が困難な場合・1点)を算定した翌日から、電子的保健医療情報活用加算(3点)を算定可能です。

参考:調剤報酬点数表に関する事項 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000923500.pdf#page=16>

疑義解釈資料の送付について(その1) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000938947.pdf#page=146>

2022年8月10日